

改正障害者雇用促進法が施行されました

平成21年4月1日より、改正障害者雇用促進法が段階的に施行されています。平成22年7月1日からの改正のポイントは、①障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、②障害者の短時間労働への対応の2つです。また、9月は「**障害者雇用支援月間**」です。障がい者の職業的自立の支援のため、事業主の方々のご協力をお願いいたします。

1. 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

障害者雇用納付金制度は、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金（超過1人につき1月当たり2万7千円）や助成金を支給する仕組みです。従来は、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきましたが、平成22年7月からは、**常用雇用労働者201人以上の事業主**が対象となります。なお、平成27年4月からは、常用雇用労働者101人以上の事業主が対象となります。

2. 障害者の短時間労働への対応

従来の障害者雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者を、実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としていたため、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者や精神障害者を除き、重度でない身体障害者や知的障害者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントすることができませんでした。**平成22年7月からは、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、身体障害者または知的障害者である短時間労働者を0.5人分としてカウントすることとなります。**

問い合わせ先 大分労働局職業対策課 ☎535-2090
ハローワーク大分 ☎534-8609

大分市では知的・精神障がい者雇用促進事業を行っています

大分市では、身体障がい者に比べて実績の少ない知的・精神障がい者の就労を支援するため、平成21年4月1日より知的障がい者3名、精神障がい者1名を嘱託職員として採用し、企業などへの一般就労に向け必要な就労支援を行っています。

仕事内容としては、主に市役所内における事務作業のうち文書整理や郵便物の封入封緘などの作業を行っています。

なお、サポート役として、専門の支援員を2名採用し、これら支援員が障がい者個々の能力を把握し、段階に応じて無理なくスキルアップができるよう、指示、助言等を行っています。



これまでの就労実績は、平成22年4月に1名、5月に1名です。

問い合わせ先 大分市 商工労政課 労政金融係 ☎537-5964

キャリア形成促進助成金をご存じですか？

11月は、「**職業能力開発促進月間**」です。現場の中核となる人材を養成するために、「**キャリア形成促進助成金**」のご利用を検討してみたいかですか？

概要

キャリア形成促進助成金とは、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者、新たに雇い入れた労働者又は職業能力形成促進者を対象として、目標が明確化された職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を推進する事業主に対して助成するものです。

種類及び助成内容

- 訓練等支援給付金
 - 対象職業訓練（中小企業のみ）
職業訓練に要した経費・賃金の1/3
 - 対象短期等職業訓練
短時間労働者の職業訓練に要した費用の1/2（大企業2/3）
 - 対象認定実習併用型職業訓練
実践型人材養成システムに要した経費・賃金の4/5（大企業1/3）
 - 対象有期実習形訓練
有期実習型訓練に要した経費・賃金の4/5（大企業2/3）
 - 対象自発的職業能力開発
労働者の自発的な職業訓練に要した経費・賃金の1/2（大企業1/3）
- 職業能力評価推進給付金
労働者が技能検定に要した経費・賃金の3/4



問い合わせ先 大分職業能力開発センター 業務課 助成係 ☎522-2188

優れた技能者をご推薦ください

本市では毎年、職業能力開発月間である11月に、優れた技能を有する技能者の表彰を行っています。以下の条件に該当する方を推薦してください。

表彰基準

- 大分市内に住所を有している技能者
- 技能者として優れた技能を有し、ほかの技能者の模範と認められる人、または市の産業振興に寄与した人。原則として年齢50歳未満の人。

申込方法

商工労政課に備え付けの推薦用紙（市ホームページからもダウンロードできます。）

申込期限

平成22年9月30日（木）

問い合わせ先：大分市 商工労政課 労政金融係 ☎537-5964



セミナー参加者を募集します

【仕事と家庭の両立支援普及促進】

～ワーク・ライフ・バランスセミナー～

県内企業の経営者等を対象とした「ワーク・ライフ・バランス」推進のためのセミナーを開催いたします。積極的なご参加をお待ちしております。

日時 : 平成22年11月25日(木) 13:30～16:10

場所 : 大分県医師会館 7階 大会議室

内容 : 講演①「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス—今・この時に必要なワケ」
株式会社 ゆいアソシエイツ代表 油井 文江 氏
講演②「WLBは我が社の経営戦略～仕事と家庭の両立は企業を強くする～」
株式会社 カミテ 代表取締役社長 上手 康弘 氏

定員 : 200人

参加費 : 無料

締切日 : 平成22年11月16日(火)

問い合わせ先: 大分県 商工労働部 労政福祉課 ☎506-3327



講座受講生募集のお知らせ

平成22年10月～12月に実施される大分市産業活性化プラザ等で行う3つの講座をご紹介します。

- ◆「**技術経営(MOT)入門講座**」(場所: 大分市産業活性化プラザ、定員: 先着30名)
平成22年9月30日から12月16日までの毎週木曜日(全12回)
18時30分から20時まで
- ◆「**経営学の手法を学ぶ**」(場所: 大分市産業活性化プラザ、定員: 先着30名)
平成22年11月19日(金)、26日(金)、12月3日(金)
13時10分から14時40分まで
- ◆「**CPLD/FPGAを使ったデジタル回路設計入門**」(場所: 大分高専、定員: 先着10名)
平成22年10月13日(水)、15日(金)、20日(水)、22日(金)、27日(水)
18時30分から20時30分まで

※ 詳しい情報は、大分市のホームページでも紹介しています。

問い合わせ先 大分市産業活性化プラザ ☎538-8701
大分市産業振興課 ☎537-7014

お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)できますので、ご利用ください。

次号は、2010年12月に発行する予定です。
今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けしますので、ぜひ本紙をご活用ください。

ワークLIFEおおいた 2010年9月発行

大分市 商工農政部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp

↓ 大分市ホームページからもご覧いただけます ↓
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ワークLIFE おおいた

第6号

2010
Sep



◆ 掲載内容 ◆

- 改正障害者雇用促進法が施行されました
- キャリア形成促進助成金をご存知ですか?